

鳥取県公報

目次

- ◇訓令、鳥取県守衛服務規程の制定
- ◇農業委員會告示
未墾土地買収計画の縦覽期間
- ◇選舉告示、立候補の辞退

訓令

鳥取県訓令第十九号

庁中一般

鳥取県守衛服務規程を次のように定める。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県守衛服務規程

第一章 総則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

第一條 守衛は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところにより服務するものとする。

第二條 守衛は、庁舎内外及びその周囲の警戒、取締に当ほか、休日、日曜日及び正規の勤務時間外における文書の取扱及び公印の管守事務に従事するものとする。

第三條 前條による休日、日曜日及び正規の勤務時間外における文書の取扱及び公印の管守事務を補助するため、総務課より補助員一名勤務するものとする。

第二章 任務

第四條 守衛の任務は、次のとおりとする。

- 一 火災及び盗難予防
- 二 出入者の監視
- 三 文書の取扱
- 四 公印の管守
- 五 保存文書の閲覽
- 六 退庁後の各課(室)の鍵の保管
- 七 その他別に定める事項

第三章 指揮系統

第五條 守衛長は、総務課長の指揮を受け、副守衛長以下を指揮する。

2 副守衛長は、守衛長を補佐し、守衛長不在の場合は、その職務を代理する。

3 守衛及び補助員は、守衛長の指揮を、守衛長不在のときは副守衛長の指揮を受け、所定の勤務に服する。

第四章 勤務及び服務

第六條 守衛の勤務は、次の区分による三交代制とする。但し、非常の場合その他特に命じた場合は、この限りでない。

日勤 登庁時限から退庁時限まで

夜勤 退庁時限から翌日登庁時限まで

非番 夜勤終了時から翌朝登庁時限まで

第七條 守衛は、巡視時計を所持し、次の各号により巡視しなければならない。

一 正規の勤務時間中にあつては午前、午後各二回以上

二 退庁時限から午後十時まで及び翌日午前五時から

登庁時限までは二時間ごとに一回以上

三 午後十時から翌日午前五時までは一時間ごとに一回

四 休日及び日曜日にあつては前各号に準ずること

第八條 守衛は、常時守衛室に一人以上位置し、出入者の監視に任じ、挙動不審な者を認めるときはこれを確め、臨機の処置を講じなければならない。

第九條 守衛は、守衛室における勤務を厳正にし、控室は、みだりに使用してはならない。

第十條 守衛は、休日、日曜日及び正規の勤務時間外は、各建物の出入口は一箇所とし、他の出入口は閉鎖しなければならない。

2 閉鎖の箇所及び時間は、別表のとおりとする。

第十一條 守衛は、休日、日曜日及び正規の勤務時間外の出入者に対しては、その田務を問い、必要と認めるときは、出入者をして出入者控簿に用務、住所(職員にあつては課別)、氏名を記入の上退出のときはその旨を申告させるものとする。

第十二條 表門は、休日及び日曜日を除き登庁時限二時間前に開き、退庁時限三時間後に閉鎖するものとする。

第十三條 守衛は、表門閉鎖後は制服の警察官、警察吏員、郵便電信外務員、及び県職員であつて公用あるもののほか入門させてはならない。但し、やむを得ない事由により入門を申し出る者があるときは、その事由を詳細に聴き、必要と認めるときは入門させることができる。この場合第十一條の手続をとらせるものとする。

第十四條 守衛は、突発的事故の生じたときは、すべて総務課長の指示を受けなければならない。但し、退庁時限後又は休日若しくは日曜日の場合においてその指示を受ける暇がないときは、臨機の処置を講じ、すみやかに関係部課長に報告しなければならない。

第十五條 守衛は、防火器具及び防火施設等についてたえず留意し、事故を認めるときは、係員に連絡するとともに機宜の処置をとらなければならない。

第十六條 守衛は、夜間三時間宛仮眠することができる。

第五章 文書の取扱

第十七條 收受した文書は、次の各号により処理しなければならない。

一 電報は、電報受理簿により、直ちに宛先に配布し、受領印を受けること、この場合親展電報は、封ひのまま取扱うこと。

二 書留、速達、普通小包及び小荷物特殊文書受理簿に記載し、速達にあつては直ちに、その他のものは翌日登庁時限後、それぞれ宛先に配布し受領印を受けること、但し、翌日が、休日又は日曜日の場合は次の勤務者に引き継ぐこと

三 前各号以外の文書で收受したものは嚴重に保管し、翌日登庁時限後総務課に、休日又は日曜日の場合は、次の勤務者に引き継ぐこと

第十八條 發送文書は、すべて総務課の承認のあるものに限るものとし、その処理については次の名号によらなければならない。但し、急を要するものの承認についてはこの限りでない。

一 発送文書は、郵便物発送簿に登載すること
 二 電報を発信するときは、料金後納電報発信簿に登載すること
 三 発送した文書のりん、議書は、翌日登庁時限後、総務課に、休日又は日曜日の場合には次の勤務者に引き継ぐこと

第十九條 守衛は、公印を使用する者があるときは、決裁済のりん、議書を審査し、その者をして公印使用簿に所要事項を記入の上公印を押なつ、させるものとする。
 第二十條 郵便切手は、総務課から受領し、これを使用したときは郵便切手精算簿により精算し、翌日登庁時限後、総務課に、休日又は日曜日の場合には、次の勤務者に引き継ぎその検印を受けなければならない。

第六章 雑 則

第二十一條 守衛の勤務制、その他勤務に関することは、すべて総務課長の承認を得なければならない。

第二十二條 守衛は、非番中であつても舎庁及び庁舎附近に火災その他突発的事故的発生したことを認知し又

は報知を受けたときは、すみやかに登庁しなければならない。
 第二十三條 守衛は、所定の腕章を附し勤務するものとする。
 第二十四條 守衛室には次の物品、簿冊及び法規を備え付けて置かなければならない。

- 守衛日誌
- 出入者控簿
- 勤務割出表
- 職員住所録
- 公印及び公印使用簿
- 郵便切手及び同受払簿
- 郵便物発送簿
- 料金後納電報発信簿
- 電報受理簿
- 特殊文書受理簿
- 公印引継簿
- 簿冊閲覧簿

県が管理する建物に関する防火規程
 県庁消防隊設置要綱
 庁内火気取締実施要領
 地方公務員法

附 則

1 この規程は、昭和二十七年八月十五日から施行する。

2 県庁守衛服務規程(昭和二十三年十一月庁訓第十六号)及び県庁宿直服務心得(昭和二十四年三月庁訓第四号)は、廢止する。

3 鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條及び第二十五條第四項中「鳥取県庁当直規程」を「鳥取県庁守衛服務規程」に改める。

4 鳥取県文書編さん保存規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。
 第七條第二項中「当直員」を「守衛」に改める。

5 鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲

別表

出入口閉鎖箇所及び時刻区分

第二十一号)の一部を次のように改正する。
 第三條第二号及び第五條第一項中「当直員」を「守衛」に改める。

閉鎖箇所	備考	閉鎖時間
西庁舎南出入口	会計課横	自 午後七時 至 午後六時
西庁舎北出入口	保健室横	自 午後七時 至 午後六時
西庁舎間北出入口	職組局前	自 午後七時 至 午後六時
東庁舎南出入口	食堂前	自 午後七時 至 午後六時
東庁舎南出入口	総務課横	自 午後七時 至 午後六時
南庁舎西出入口	旧 館	自 午後八時 至 午後六時
南庁舎北出入口	開拓課横	自 午後七時 至 午後六時
南庁舎東出入口	町村会	自 午後七時 至 午後六時
防火扉	水産課前	自 午後七時 至 午後六時

農業委員会告示

鳥取県農業委員会告示第九号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三十一條の規定により未墾地買収計画を定めたので昭和二十七年八月十一日から同年同月三十一日まで買収計画地の所在する次の村役場において縦覧に供する。

昭和二十七年八月八日

鳥取県農業委員会 西尾 愛治

佐治村

選挙告示

選挙告示第九号

昭和二十七年八月十三日執行の鳥取県西部海区漁業調整委員会委員選挙における候補者絹川芳藏は八月八日その候補者であることを辞する旨届出があつた。

昭和二十七年八月八日

鳥取県西部海区漁業調整委員会委員選挙

選挙長 田崎 爲重

昭和二十七年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発

行

鳥取県鳥取市東町

取

印

刷

所

縣